力熊本県公報

号外 第 47 号 平成 15 年 11 月 28 日 (金) (毎週 月・水・金発行)

目 次

0 0000	熊正最規熊熊熊平	す高則本本本成	県るの一県県県15	規号職職職年	員則給 員員員12	・を・等のの月	の超の初特に	えん給任地支	る 料給勤給	給 月調務す	料 額整手る	月の手当期	額:調当等末	を整にに手	受額関関当	けいにすす及	る。関るるひ	職・す規規期	員る則則末	・の・規のの特	給則一一別	料 の部部]	の一をを当	切部改改の	替 を正正特	え、改すす例	等正るる措	にす規規置		トる 見則	·() ·(() ·(()	"	,))	1 1 2 6 8
	登	載	依	頼																															

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成 15 年 11 月 28 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第29号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和 32 年熊本県人事委員会 規則第 6号)の一部を次のように改正する。

別表第9中

 医療職給料表(2)
 12 号給

 を
 医療職給料表(2)

 教育職給料表(1)
 11 号給

 を
 教育職給料表(1)

 10 号給
 に改める。

附則

- 1 この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第15条又は第16条の規定を適用する。

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成 15 年 11 月 28 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 棱

熊本県人事委員会規則第30号

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則 (最高の号給を超える給料月額の切替え)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年熊本県条例第61号)附則第2項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成15年熊本県条例第64号)附則第2項に規定する平成15年12月1日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校給与条例」という。)別表の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。